

# Welcome to Union

## 労働組合 ハンドブック

### Contents

ようこそ、労働組合へ！	2
労働組合ってなんだろう？	4
労働組合のメリット	5
もしも労働組合がなかったら？	5
〇〇ユニオンについて	6
労働組合は法律で守られています	6
〇〇ユニオンの1年	7
労働組合のさまざまな活動	8
組合費はいくら？	
どのように使われるの？	9
権利と責任	9
労働組合の共済	10
無料法律相談	10
産業別労働組合	
「〇〇連合(産別)」について	11
連合(ナショナル・センター)	
について	12
連合の主な活動	14
連合の主な政策	16
連合のビジョン	18

〇〇ユニオン  
〇〇(産別名)



日本労働組合総連合会

## ようこそ、労働組合へ！



### 労働組合の必要性

日本には労働条件を規定する労働基準法や最低賃金法などがあります。しかし、これらの法律は最低限の基準を示しているだけです。では、法律を上回る賃金や労働条件を決めるにはどうすればよいのでしょうか？ 法律ではそのようなとき労使（労働者と使用者＝会社）の話し合いで決定することになっています。

しかし話し合うにしても、会社と一人の労働者とでは労働者の立場が弱すぎます。また、会社も一人ひとりの労働者と話し合っているにはキリがありません。このため、労働者は自主的な組織をつくり、そこに加入し、その代表が会社と交渉し、決定したことを労使みんなで守るという形が考えられました。これが労使交渉であり、労働組合です。（ユニオンと呼ばれることもあります）

残念ながら日本で働く80%を超える人たちは労働組合がない、会社によりほとんど一方的に決められた労働条件で働いているのが現実です。



### 労働組合の歴史と役割

労働組合は、産業革命期のイギリスの炭鉱で誕生しました。最初は事故にあった仲間やその家族を支援するカンパ（募金）などを行う「助け合い」活動が主でしたが、その後、会社に対し事故防止対策を要求する「安全・安心な職場づくり」活動や、時短や賃上げなど「ゆとり・豊かさの向上」活動にも取り組むようになりました。やがて交渉で得た成果を国全体（の労働者）に広げるため法制化を求める「政治活動」も行うようになりました。

例えば、今日では一般的となった週休2日制などの制度も、先輩たちの地道な活動の積み重ねにより実現しました。

会社も、現場の声を踏まえれば効率的な安全対策や生産性向上ができますし、全ての会社の労働条件が向上するのであれば、自分たちの会社だけがコスト面で不利になることもなく、労働者全体が豊かになれば景気も良くなり、自分たちの会社にもプラスになることから、労働組合の活動に対し一定の理解を示すようになりました。

あなたは会社の従業員であると同時に、労働組合の組合員となりました。「労働組合は何をするんだろう？」というみなさんの疑問に答えるのが、このハンドブックです。でも、このハンドブックの内容の全てを覚える必要はありません。労働組合の基本的な考え方を覚えておけばOKです。そして、日ごろの組合活動において何か疑問が出たときに都度このハンドブックを参照していただければと思います。



## わたしたちの労働組合がめざすこと

今日の労働組合でも「助け合い」「安全・安心の職場づくり」「ゆとり・豊かさの向上」「政治活動」の取り組みの重要性は何ら変わることはありません。カッコよく言えば、労働組合の活動は、「自分のため」でもあり、「仲間のため」「会社のため」そして「世の中のため」の活動でもあります。

でも、難しく考える必要はありません。まずは、みんなと共に楽しく活動していくこと。それがあなたの労働組合活動のはじまりとなります。

さあ、私たちとともに活動しましょう！



## 私たちは「民主的労働組合」です

労働組合運動は発展する過程で「民主的労働運動」と「階級的労働運動」という二つの大きな流れができました。

「民主的労働運動」は、「労働者と経営者は対等なパートナーであり、協力できるところは協力していく」という考えに立っています。

一方「階級的労働運動」は、「経営者は労働者を一方的に搾取しており、協力する必要はない」という考えをとっています。

私たちは持続的な労働条件向上のためには、経営者との継続的な話し合いが不可欠であるとの考えから、「民主的労働運動」の立場をとっています。「階級的労働運動」の労働組合は経営と対決することから報道等でクローズアップされることもありますが、そのような労働組合と、私たちは一線を画しています。

# 1 労働組合ってなんだろう？

## 幸せとよりよい社会を私たち自身でクリエイト。 それが労働組合の活動です。

### “働く”って？

みなさんは何のために働く（仕事する）のでしょうか？人それぞれ理由は異なりますが、基本は仕事を通して社会に貢献すると同時に、経済的・精神的によりよい生活を送るためではないでしょうか。

では、会社は何のためにあるのでしょうか？それは事業を通して社会に貢献すると同時に、より価値（利益）をつくり出し、株主等に還元することされています。そして会社の事業とは、私たちの仕事の一つひとつで成り立っています。言い換えると、私たちの働き（仕事）が価値（利益）をつくり出しているのです。



### より良い生活を送るためには？

私たちがより良い生活を送るためには、よい仕事を通してより多くの価値（利益）をつくり出すだけでなく、私たちがつくり出した価値（利益）の配分を適正に確保することが重要となります。

でも個人で、会社に対し「利益分配について話し合う」ことはなかなかできません。そこで働く人たちの団結が必要となります。これが“労働組合”なのです。

※利益の分配とはお金だけとは限りません。休日増などの労働時間短縮・各種制度の充実なども利益の分配です。



### イキイキと働きたい！

労働組合は会社といろいろな協議・交渉を行います。

それは私たちの分け前と確保するためであると同時に、会社や産業をより魅力的にするためでもあります。

なぜなら会社や産業がより魅力的になれば、そこで働く私たちももっとイキイキと働くことができるからです。



### 私たちと一緒に作りましょう！

私たちは会社の従業員であると同時に、労働組合の組合員でもあります。でもそれは決して難しいことではありません。むしろ労働組合は楽しい活動なのです。

さあ！みなさんも労働組合活動を通じて、よりよい社会・産業・会社・労働条件を一緒に作り上げていきましょう！



## 労働組合のメリット

### 新しい仲間に出会えます。

通常の業務では、業務に直接関係のある人しか知り合えません。(タテの関係)でも、組合活動は業務に直接関係なくとも会社のいろいろな部門の人と知り合うことができ、(ヨコの関係)その人達の考え方に触れることで、人間的に大きく成長できます。また色々な部門の人と接し、理解することで、お互いの信頼感が高まり、組織が活性化します。

※組合ではコミュニケーション活性化のため年間\*\*00円の補助も行っています



## もしも労働組合がなかったら？

働く上でいろいろな問題が出てきたら、まず職場の上司に相談しましょう。でも、その上司があなたの不安を取り上げてくれなかったら…。組合があれば、組合を通して再度交渉できます。

### 安心して働けない

職場で嫌がらせを受けたり、一方的に契約を打ち切られたりしても、相談先がなく、解決することが難しい

### 労働条件が一方的に決まる

賃金や労働時間など、会社が決めたことに従うか、一人で会社と契約するしかない

### 改善できない

日頃の不満や苦情に対して相談、解決する方法がなく、個人のツブヤキにしかない

### 安全対策も最低限

職場の安全や災害・非常時対策など、会社が法律最低基準以上のことをしなければ、不安を抱えたまま働かなければならない



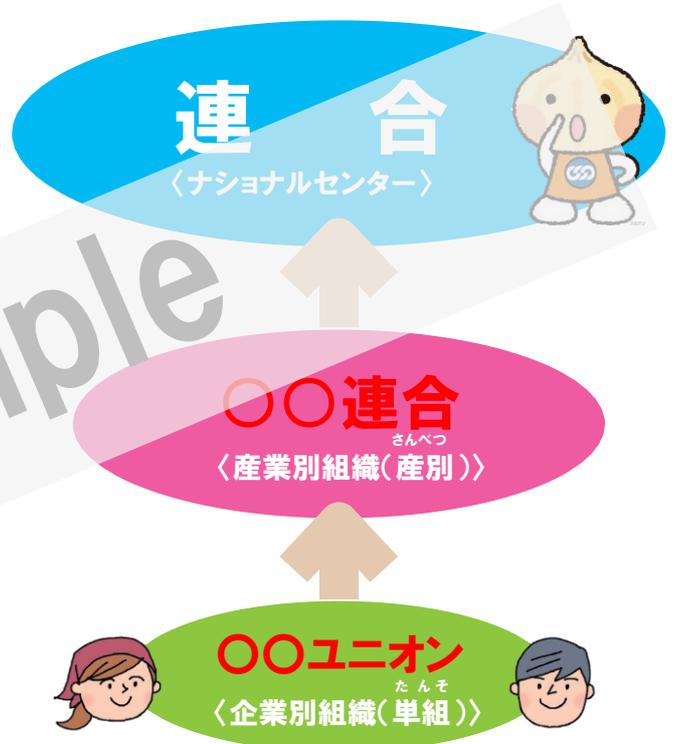
**労働組合があれば安心して働けます！**

# Our labor union 4

## 〇〇ユニオンについて

私たち〇〇ユニオンは、〇〇会社の労働組合として組合員の幸せと会社の発展に尽力してきました。この地道な取り組みにより、会社経営とも信頼関係を築いてきました。私たちは会社に対し、事業に対しては人間的な豊かさを損ねない範囲でできる限り協力しますが、要求すべきことはしっかりと要求することをモットーとしています。

また上部団体の〇〇連合(産別)に参画し、〇〇産業とそこで働く人たちの地位向上のために活動しています。さらにはナショナルセンター(全国組織)である連合に加盟し、最低賃金協議、労働関係の法制化など日本の労働者全体の地位向上のため活動しています。



# Our labor union 5

## 労働組合は法律で守られています

労働組合の活動は、法律によってもその正当性が保障されています。**労働三権**や**労働三法**といった働く人のための権利・法律が、日本には制定されています。

### ◆労働三権 + + + + +

<b>団 結 権</b>	労働者が団結して労働組合をつくること
<b>団体交渉権</b>	組合と会社に対等に交渉し労働条件・待遇を決定すること
<b>団体行動権</b>	組合が正当性ある目的を達成するために、団体交渉を行った上でストライキその他の行動をとること

### ◆労働三法 + + + + +

<b>労働基準法</b>	労働者の労働条件の最低基準を定め労働条件を保障する法律
<b>労働組合法</b>	労働者の団結権・労働組合の保護または活動の保障を定めた法律
<b>労働関係調整法</b>	労働関係の公正な調整をはかり、労働争議を予防または解決することを目的とした法律

### ◆その他の労働者を守る法律 + + + + +

労働契約法、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法、パートタイム労働法、育児介護休業法など



私たち〇〇ユニオンは、1年間の活動を下記の通り行っています。

**0**月  
新入組合員  
歓迎会

**毎**月  
安全  
衛生委員会  
執行委員会  
労使協議会

**7**月~  
**8**月  
役員選挙

**2**月  
中央委員会  
(春闘要求案決定)

**9**月  
大会

**3**月  
春闘  
(団体交渉)

**0**月  
〇〇大会  
(レクリエーション)

**0**月  
36協定  
改訂協議

**0**月  
経営協議会

**4**月  
メーデー

★組織図



- ◇大会…年1回。組合の最高の決定機関。  
今年度の組合活動の報告、会計報告、会計監査報告、  
次年度の活動方針、予算、組合役員の改選、組合規約  
の改定等を行います。
- ◇中央委員会…年1回。大会に次ぐ決定機関。  
主に大会にかけられる議案の審議、春季労働条件交渉の要  
求案について審議を行います。
- ◇執行委員会…おおむね月1回。  
主に大会にて可決された1年間の活動方針の運営・実  
施を行います。
- ◇労使協議会…月1回。  
労働組合と会社役員と対等の立場で、労使間および  
経営に関する諸問題について意見交換または協議を  
行います。
- ◇総合労働条件闘争(春闘)…年1回・3月。  
労働組合と会社で、賃上げや労働条件に影響のある  
諸問題の解決または決定するための話し合いを行  
います。
- ◇賞与(一時金)交渉…年△回。  
賞与(夏季・冬季一時金)の交渉を行います。

# 労働組合のさまざまな活動

労働組合では、社会貢献やボランティア支援などさまざまな活動を行っています。

## 〇〇連合 社会貢献活動 〈愛称:\*\*\*\*\*〉

単組や産別や地方連合会の社会貢献活動等を紹介できます。  
もちろんその他ニーズに応じ自由にお使いください。

### ★(例)ユネスコ支援活動 + + + + + + + + + + +

世界遺産活動や世界寺子屋運動(書き損じはがきを回収)など、国際平和をめざす諸活動や環境問題への取り組みを行っています。

### ★(例)エコライフ21活動 + + + + + + + + + + +

連合エコライフ21活動の取り組みとして、「ユーズ・グリーン」アクション…国内の森林の間伐と間伐材利用を促進し、森の町内会の間伐に寄与する紙を使用  
エコキャップ回収運動…ペットボトルのキャップを回収し、ポリオワクチン一人分を世界の子供達に届けるなどの活動を行っています。

### ★その他 + + + + + + + + + + + + + + + + +

震災などさまざまなカンパへの協力や各種活動などを行っています。

## ゆにふぁん

### ★(例)ゆにふぁん活動の概要 + + + + + +

「ゆにふぁん」は、連合の構成組織・地方連合会や構成組織・地方連合会と連携するNPO・NGOなどの団体が取り組んでいる社会的に価値ある“支え合い・助け合い”の活動を、連合のホームページを通じて、多くの方に知ってもらい、個人の意思で活動に参加し、物資や資金などで支援することができる仕組みの構築と社会に広げていく運動の取り組みです。

具体的には、全国各地で取り組んでいる活動を、構成組織・地方連合会を窓口として、連合ホームページに開設した「ゆにふぁん～支え合い・助け合い運動～マップ(略称「ゆにふぁんマップ」)」に掲載することで全国の仲間に関心を持ってもらうとともに、活動への参加や物資による支援ができるようになります。また、「ゆにふぁんマップ」に掲載した団体が資金による支援が必要な場合は、READYFOR株式会社と連携し、クラウドファンディング(「ゆにふぁんクラウドファンディング(ゆにファンディング)」)を活用して支援金を募集することができます。

ゆにふぁんとは? 動画公開中!



# 組合費はいくら？ どのように使われるの？

労働組合と会社の立場「労使対等」を守り、自主的に運営するために、みなさんの月々の給与から組合費をいただくこととなります。(会社が組合に経費援助することは一部の例外を除き認められていません)

(例) 加入金 **\* ,000円 (初回のみ)**  
**++++++ 正社員 ++++++**  
**月例基本給の〇% (但し上限を\*円)**  
**+ 上部団体費〇〇円×12ヵ月**  
**++++++ 定時社員 ++++++**  
 一律 **0,000円** ※社会保険に加入している方

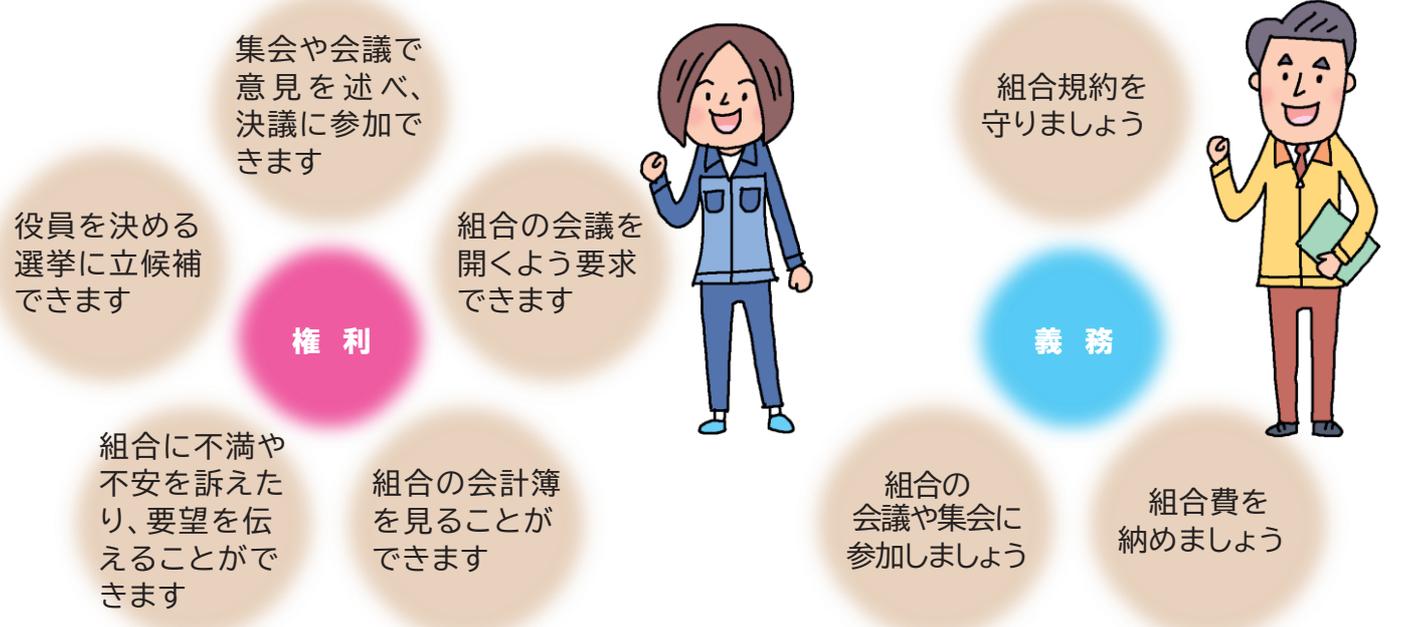
組合費は、労働組合と会社とでチェックした協定を締結していますので、毎月の給料から天引きされます。

毎年1回開催する大会で  
活動方針・予算(組合費の使い方)を決めます



# 権利と責任

組合員には、権利と責任があります！



みなさんのご理解とご協力をお願いします

# Our labor union 10

## 労働組合の共済

\* 独自共済がない場合は産別共済や企業共済、国民共済coopの紹介などに活用ください

(例) 労働組合では次のようなとき、弔慰金や見舞金が支給されます。

弔慰金	
組合員が死亡したとき	*0,000円
組合員の配偶者が死亡したとき	*0,000円
組合員が扶養する子供が死亡したとき	*0,000円

災害見舞金		
被害程度区分	災害住居の区分	
	持ち家	借家
全焼・全損壊	*0,000円	*0,000円
半焼・半損壊	*0,000円	*0,000円
相当な被害	*0,000円	*0,000円

※自然災害は除く

お問い合わせ  
◆〇〇連合本部◆  
TEL : 03-\*\*\*\*-\*\*\*\* FAX : 03-\*\*\*\*-\*\*\*\*



### ★申請方法★

左記のような事由が発生した場合は、以下の手続きをお願いします。

- (1) 所属する労働組合本部へご連絡ください。
- (2) 労働組合本部は、**〇〇連合本部**へ連絡いただくとともに、支給申請書に必要事項を記入のうえ、**〇連合本部**へ申請してください。
- (3) お急ぎの場合は、申請書をFAXのうえ、後ほど原本を送付してください。
- (4) 災害見舞金については、「全焼・全損壊」または「半焼・半損壊」の場合は、消防署が発行する「罹災証明書」または災害程度を報道した新聞記事等を添付してください。さらに被害家屋が「持ち家」の場合には、それを証明する書類も添付してください。

弔慰金・見舞金は、

〇〇連合本部から所属組合経由で支給されます。

# Our labor union 11

その他組合員に紹介したい事項  
必要に応じて春闘等の説明に代えるなどできます。

組合員ならどなたでも、〇〇が無料でご利用いただけるサービスです。

### (例) 東京の場合

相談時間の調整が必要です。3日前まで組合事務所へご連絡ください。

### 地方の場合

電話または郵便による相談を受付けています。いずれも〇〇連合本部へご連絡ください。

#### ◆〇〇連合本部◆

毎月〇曜日 18:30~20:30

〒\*\*\*-\*\*\* 〇〇ビル TEL : 03-\*\*\*\*-\*\*\*\*

### 大阪の場合

電話受付のみとさせていただきます。

#### ◆〇〇連合〇〇地方連合会◆

平日 10:00~18:00

TEL : 06-6459-3110

無料相談ご希望の方は、他にも「〇〇事務所」へ1回限りご直接利用いただけます。ご利用の際は、〇〇連合・〇〇組合の組合員であることを伝え直接ご連絡ください。

#### ◆〇〇事務所◆

平日 10:00~18:00 TEL : 03-3341-3133

## 産業別労働組合 「〇〇連合」について

上部団体の産業別労働組合は、労働組合と会社において解決できないさまざまな問題を解決してくる力強い存在です。

### ★組織図



### 〇〇連合とは

産別の紹介ができます。

上の表も組織の状況に合わせ自由に編集できます。

#### ◆主な取り組み紹介◆

- 春季生活闘争(春闘)・秋闘時を中心に、各加盟組合に対して必要な情報の提供や交渉の支援を行っています。
- 労使意見交換・産業情報の学習等を目的に「〇〇産業フォーラム」を開催し、労使の交流を深めています。
- ご不幸や災害に見舞われたとき、少しでも助けになるよう「〇〇連合組織共済」や、顧問弁護士事務所との協力による「無料法律相談」の実施等にも取り組んでいます。



私たちの労働組合は、上部団体〇〇連合に加盟しており、さまざまなサポートを受けています！

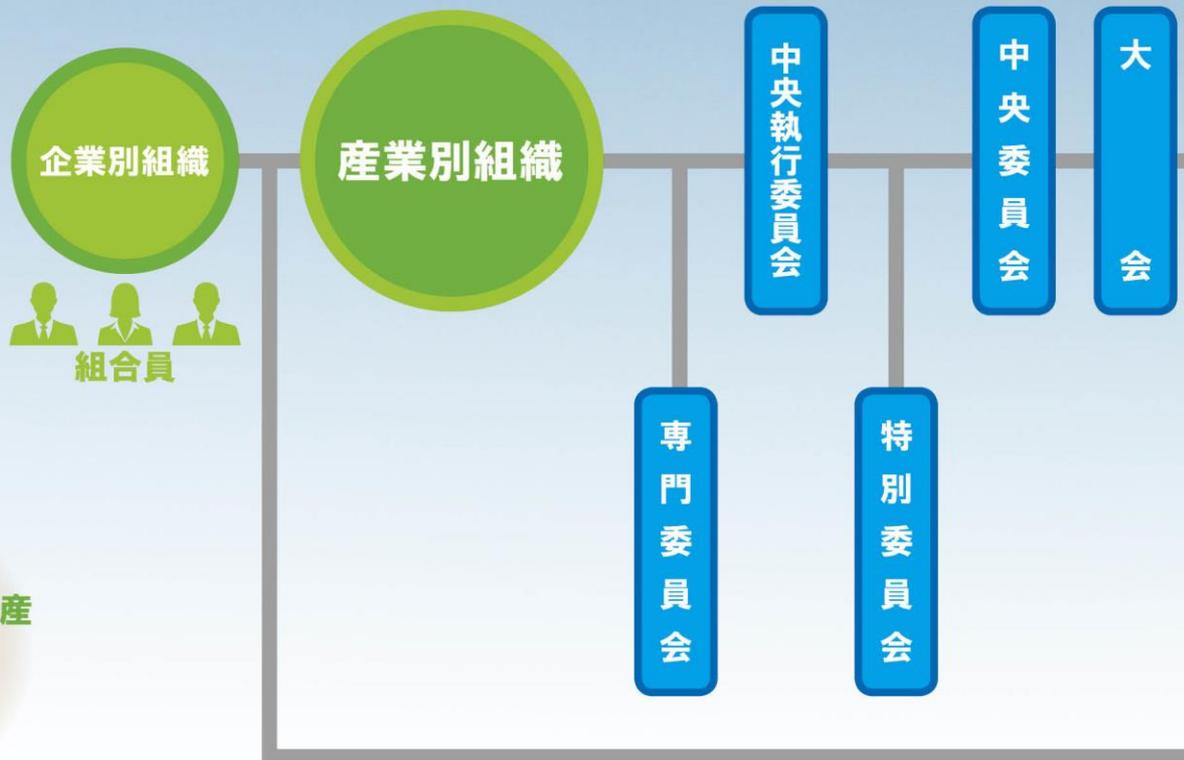
# 連合（ナショナル・センター）について

## 連合とは？

連合は全国のあらゆる産業で働く人たちが参加する労働組合のナショナル・センターです。たくさんの仲間（約700万人）が加盟しています。

産業別組織が加盟する国際組織

国際産業別組織（GUFs）



連合の構成組織は産業別ごとに連携しています



金属

自動車総連／電機連合／JAM／基幹労連／全電線



食品

UAゼンセン／フード連合／全国農団労／国公連合



交通・運輸

UAゼンセン／自治労／JP労組／運輸労連／私鉄総連／JR連合／JR総連／交通労連／海員組合／サービス連合／航空連合／全自交労連／労供労連



化学・繊維

UAゼンセン／JEC連合／フード連合／ゴム連合／紙パ連合／印刷労連／セラミックス連合



資源・エネルギー

UAゼンセン／自治労／電力総連／運輸労連／JEC連合／全国ガス／全水道



サービス・一般

UAゼンセン／自治労／JP労組／運輸労連／私鉄総連／JEC連合／JR連合／JR総連／交通労連／サービス連合／航空連合／全国ユニオン／全国競馬連合

国際労働運動において、連合は国際労働組合総連合（ITUC）などに加盟し、貧困との闘いや労働者の権利保護などグローバルな課題に取り組む大きな役割を發揮しています。



# 連合

## 関連団体

連合総研  
国際労働財団  
教育文化協会  
日本労働文化財団

## 連合が加盟する国際組織

### 国際労働組合総連合(ITUC)

163カ国/340組織 約1億8,200万人

### ITUCアジア太平洋地域組織(ITUC-AP)

34カ国/59組織 約2,300万人

### OECD労働組合諮問委員会(TUAC)

31カ国/59組織 6,600万人

## 地方連合会

## 地域協議会

## 地域 ユニオン

## 企業別組合



組合員



個人加盟の組合員

### 医療・福祉



UAゼンセン／自治労／  
自動車総連／電機連合  
／基幹労連／日教組／  
JP労組／情報労連／  
JR連合／JR総連／ヘル  
スクエア労協

### 金融・保険



JP 労組／生保労連／損  
保労連／全銀連合／全  
国農団労／全労金／労  
済労連／JA連合

### 建設・資材・林産



UAゼンセン／自治労／  
基幹労連／電力総連／  
情報労連／ JEC連合／  
国公連合／森林労連／  
日建協

### 商業・流通



UAゼンセン／自動車総  
連／ JP労組／私鉄総  
連／JR連合／JR総連

### 情報・出版



UAゼンセン／電機連合  
／JP労組／電力総連  
／情報労連／損保労連  
／印刷労連／メディア労  
連

### 公務



自治労／日教組／JP労  
組／国公連合／全水道  
／森林労連／全印刷／  
自治労連／全造幣／日  
高教



# 安心社会を 実現するために

## くらし・政策

よりよく働くためには、仕事以外の生活の安定も不可欠です。連合はくらしやすい社会をめざし、社会保障や医療、環境、税制問題にも取り組んでいます。



詳しくは・・・

連合公式  
ホームページ  
<https://www.jtuc-rengo.or.jp/>



Facebook   
<https://www.facebook.com/jtuc.rengo/>



ツイッター   
<https://twitter.com/unionion>



## 労働・賃金

春闘や最低賃金の引き上げをはじめ、すべての働く人を守るため、労働条件の改善と格差の是正に取り組んでいます。



## 男女平等参画

男女間賃金格差の是正や、妊娠・出産しても働き続けられる環境の整備など、男女が共に能力や個性を発揮できる「男女平等参画社会」の実現をめざしています。



## 政策実現行動

政策、政治など大きな視野で働く人をサポート！働く者、生活者の立場から政策・制度について提言を行っています。企業内組合だけでは対応が難しい産業全体、あるいは労働者・国民全体に関わる課題（例：労働関係の法律の制定・改正、税制・社会保障制度など）に取り組んでいます。企業の枠を超えて働く仲間が連帯することで、国や社会に対して大きな影響力を発揮できるのです。



## 国際活動

国際的な労働基準の遵守に向けた取り組みや、多国籍企業の健全な労使関係の構築をはじめ、世界の貧困、人権、平和などの問題にも力を注いでいます。



## 7つの絆

安心して暮らし、働くためには、「社会が平和で安定していること」が大前提です。平和運動や自然災害支援への取り組みを通じ、“絆づくり”を進めています。

連合  
公式キャラクター  
ユニオニオン



連合なんでも労働相談ダイヤル

いこうよ れんごうに  
☎ 0120-154-052

## 政策実現に向けた取り組み

連合は働く者の代表として  
政策実現に取り組んできました



参考 これまでに実現した主な政策・制度課題（抜粋）……………

育児休業法の制定（1991年）

大型所得減税の実現（1994年）

解雇自由の労働基準法改悪の撤回（2002年度）

介護の社会化としての介護保険法制定（1997年）

基礎年金の国庫負担1/2への引上げ法制化（2004年）

医療機関の領収書発行の義務付け（2006年）



雇用対策を含めた総合経済対策の実施（2009年）

雇用保険の適用範囲の拡大、子ども手当の創設（2010年）

求職者支援法の制定（2011年）

労働者派遣法の改正（2012年）

有期労働契約にかかわる労働契約法の改正（2012年）

社会保障・税一体改革関連法案の成立（2012年）

高齢者雇用安定法の改正（2012年）



**民主党政権の  
もとで実現した  
政策・制度**

障害者雇用促進法の改正（2013年）、障害者差別解消法の制定（2013年）

交通政策基本法の制定（2013年）

パートタイム労働法の改正（2014年）

日本学生支援機構法の改正（給付型奨学金制度の創設、2017年3月）

地方公務員・地方自治法の改正（地方公務員の臨時・非常勤職員の処遇改善、2017年5月）

# 連合の政策実現の流れ

国の政策策定過程へのアプローチ

## 審議会等への直接参加

- ◇委員としての参加(約200人)
- ◇意見書提出
- ◇パブリックコメント<sup>※1</sup>対応

## 政府・省庁への対応

- ◇政労会見(会長と総理)
- ◇大臣要請(重点政策・予算)
- ◇担当箇所との協議  
例:局長要請等
- ◇日常の意見交換

## 政党・議員への対応

- ◇政党への要請(重点政策・予算)
- ◇各党政務調査会・  
国会対策委員会との協議
- ◇議員との意見交換等

## 国際組織・機関への対応

- ◇OECD<sup>※2</sup>/TUAC<sup>※3</sup>  
会議を通じた意見反映
- ◇ITUC, ITUC-AP<sup>※4</sup>との連携等

## 経済団体への対応

- ◇経済三団体との首脳懇談会(定例)
- ◇政策協議、共同作業、共闘行動等

## 街宣行動・集会

- ◇本部・地方連合会での街宣・集会

## 大規模キャンペーン

- ◇インターネット等も活用  
例:「クラシノソコアゲ応援団!  
RENGOキャンペーン」

## シンポジウム・フォーラム開催

- ◇本部・地方連合会での開催

## マスメディア対応

- ◇記者発表
- ◇論説委員との懇談会
- ◇日常の情報提供
- ◇記者・デスクとの意見交換

## 広告戦略

- ◇TV・ラジオCM
- ◇新聞意見広告

世論形成へのアプローチ

### 語句の解説

※1 パブリックコメント…「意見公募手続」とも呼ばれ、各省庁が法律に基づく告示を含む命令、審査基準、行政指導指針などを定める際、事前に公示し広く一般に意見を求めること。パブリックコメントに対応することで、国の政策運営に連合の考え方が取り入れられる可能性が高まります。

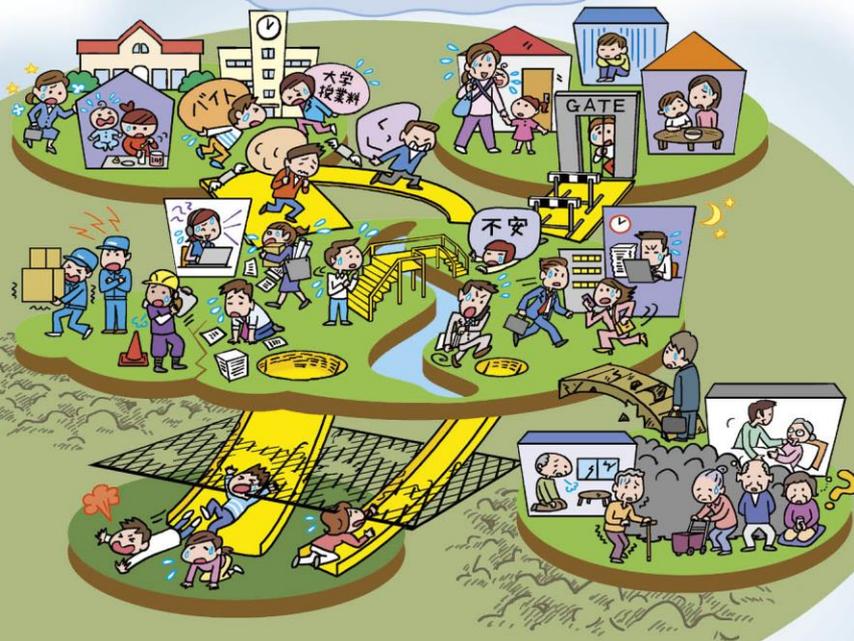
※2 OECD…経済協力開発機構の略称。日本、アメリカをはじめ33カ国が加盟し、先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、経済成長、貿易自由化、途上国支援に貢献することを目的としている。

※3 TUAC…OECD労働組合諮問委員会の略称。OECDの諸活動に対する助言を行うことを目的に設けら

れた労働組合の代表からなる組織。連合はAFL-CIO(アメリカ)に次ぐ主要加盟組織です。

※4 ITUC, ITUC-AP…ITUCは国際労働組合総連合の略称で、世界163カ国(地域)の労働組合のナショナルセンターからなる国際労働運動を代表する組織。そのアジア太平洋地域の組織がITUC-APです。

## 懸念される未来



私たちが  
未来を変える！

### 橋Ⅰ 学ぶことと働くことをつなぐ

- すべての子どもたちに学ぶ機会の保障、教育の無償化
- すべての子どもを包摂する教育の推進
- 労働教育のカリキュラム化の推進
- 連帯、共生による発展をめざす教育の充実
- 学ぶ場から働く場への円滑な移行のための環境整備
- 生涯を通じて学び続けられる環境の整備

### 橋Ⅳ 離職から就労へつなぐ

- 職業訓練と公正な能力評価、雇用のマッチング機能のパッケージ戦略の構築
- すべての労働者に雇用保険と社会保険を適用
- 離職者や就業経験の少ない人への支援制度の拡充
- 「生活保障給付」制度の確立
- 住居と医療の確実な保障

### 基盤 「働くことを軸とする安心社会」を支える基盤

- 公正・公平な信頼のおける政府の確立
- 所得再分配機能の強化、分かちあいの社会の実現
- 企業の社会的責任の履行促進と生産性運動の深化
- グリーンでディーセントな産業・雇用の創出と持続的成長
- 自然災害への備えと人口減少・超少子高齢時代の地域社会づくりの推進



# 「働くことを軸とする安心社会 一まもる・つなぐ・創り出す」 の実現に向けた政策パッケージ

連合がめざす社会は、働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件のもと、多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会であり、加えて、「持続可能性」と「包摂」を基底に置き、年齢や性、国籍の違い、障がいの有無などにかかわらず多様性を受け入れ、互いに認め支え合い、誰一人取り残されることのない社会です。その実現に向けて、「働くこと」につなげる5つの安心の橋を整備していくことが求められています。

## 橋Ⅱ くらしと働くことをつなぐ

- すべての人が働き続けられる公平・公正なワークルールの確立
- 多様な働き方・生き方が選択できる社会の構築
- 子ども・子育て、介護を社会全体で支える仕組みの構築
- 性やライフスタイルに中立的な税制や福祉・社会保障制度への改革、居住・医療保障の確立

## 橋Ⅲ 働くかたちを変える

- 良質な雇用の拡大と完全雇用の実現
- デイセント・ワークの実現
- 働く側が選択できる働き方の多様化の実現
- 多様化などに対応した集团的労使関係システムの構築
- コンプライアンスの徹底、ワークルールの整備
- 雇用分野の性差別の禁止、賃金格差の是正、男女平等の実現

## 橋Ⅴ 健康・長寿社会をつくる

- 誰もが希望すれば生涯にわたり働き続けられる社会の構築
- 社会的貢献など「働くこと」の幅広い選択肢とアクセスを保障
- 安心と信頼の所得保障制度の整備・普及
- 健康で長生きできるための医療・介護保障

基盤

さあ、一緒に活動しましょう!

〇〇ユニオン  
〇〇連合



日本労働組合総連合会